

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

労働災害は増加しています

| 労働災害発生状況(令和3年7月末現在) | | | | |
|---------------------|---------------|------|--------|------|
| | 管内(登米・栗原)被災者数 | | 県内被災者数 | |
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和2年 | 令和3年 |
| 休業4日以上 | 58 | 96 | 1170 | 1529 |
| 死亡 | 1 | 1 | 8 | 6 |

▶令和3年の労働災害による被災者数(休業4日以上。以下同じ)は、1月~7月まで96人です。▶業種別では、<u>道路貨物運送業(+275.0%)</u>、製造業(+257.1%)、土木工事業(+150.0%)において顕著な増加がみられます。▶製造業では、<u>繊維工業・衣服その他繊維製品製造業(+300.0%)</u>、一般機械器具製造業(+100.0%)において顕著な増加がみられます。▶被災者数
96人は、令和2年同期の58人を38人上回る65.5%の増加率です。▶経営トップの皆さまにおかれましては、労働災害が増加している瀬峰労働基準監督署管内の現状を改めて認識し、安全衛生管理活動の意思決定の場への従業員の参加を促進するなど「従業員ファースト!」の活動を実践し、災害ゼロに向け組織の凝集性を高めていただきますようお願いいたします。

参加事業場を募集しています ゼロ災&健康トライアル100

▶「ゼロ災&健康トライアル100」は、令和3年10月24日から令和4年1月31日までの100日間、事業場で「従業員ファースト!」を実践するトライアルです。▶このトライアルは、参加事業場を瀬峰労働基準監督署、栗原・登米保健所、宮城労働基準協会瀬峰支部のホームページ等に掲載するとともに、【労働災害ゼロを目指し取組を実施】【健康づくりの取組を1つ以上実施】した事業場へ瀬峰労働基準監督署、栗原・登米保健所、宮城労働基準協会瀬峰支部の連名で「達成証」又は「トライアル賞」を交付させていただくものです。▶過去に本トライアルに参加した事業場から「会社全体が一致団結し、さらに志気が向上したように思う。」「無災害達成日数を各職場で掲示することにより、安全意識の高揚を図った。」などの感想をいただいております。▶トライアルに参加する方法は(2面)の4ステップになります。

「ゼロ災&健康トライアル100」の参加方法

① 決定する

期間中の取組内容を事業場 全体で検討します



②申し込む

瀬峰労働基準監督署にFAX で参加を申込みます。

(〆切は10月15日まで)

→参加申込受付証 は順次発送予定



③実施する

届いた参加申込受付証に取 組内容を記載、掲示し、事 業場全体で取り組みます。

期間は<u>10/24</u>から<u>1/31</u>まで



4報告する

実施報告書とアンケートを 瀬峰労働基準監督署にFAX で報告します。

(〆切は2月10日まで)



▶皆さまも「ゼロ災&健康づくり」に取り組んでみませんか。▶「ゼロ災&健康トライアル100」のお問合せ(申込&報告書提出先)は、瀬峰労働基準監督署までお願いします。(電話:0228-38-3131/FAX:0228-38-3132)

全国労働衛生週間が実施されます

▶9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし「全国労働衛生週間」が実施されます。▶今年のスローガンは「向き合おう!こころとからだの 健康管理」で、副スローガンは「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」です。▶瀬峰労働基準監督署管内は、職場の健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が例年60パーセントを超え、宮城と全国の平均を共に上回る水準で推移しています。▶各事業場におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる"3つの密"を避けることを徹底しつつ、健康診断とその結果に基づく事後措置の実施、長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策などの推進に取り組まれますようお願いいたします。

業務改善助成金が 使いやすくなりました



こちらをチェック

▶「業務改善助成金」は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。▶8月から、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容が大幅に拡充されています。</u>▶具体的には、①現行で最も活用されている30円と60円の中間に45円コースが新設され、選択肢を増やすことで使い勝手が向上しています。▶②年度当初に本助成金を活用し、賃金引上げを実施した事業場が10月の最低賃金引上げに伴って、再度、賃金を引き上げた場合、年度内に2回目の申請が可能になっています。
▶③賃金引上げの対象人数の上限が7人から10人に拡大され、助成額の上限額は450万円から600万円に拡大されています(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限ります)。
▶申請期限は令和4年1月31日までです。▶お問合せは、宮城労働局雇用環境・均等室(電話:022-299-8844)までお願いいたします。